

挨拶：日本経済団体連合会 経済本部長 久保田政一氏

おはようございます。ただいま御紹介いただいた経団連の久保田です。本日は、この「証券決済制度改革推進フォーラム」にお招きいただき、ありがとうございます。

この証券市場の基本インフラになっている皆様方が、決済制度改革の持続的な推進に取り組んでいるということは、証券市場のみならず、日本経済の発展にとって非常に意義が深いものであると存じています。

本日は、せっかく与えられた機会ですので、5年以内に施行を控えている株券の電子化についてお話しをしたいと思います。

日本経団連では、株式や社債の発行・流通市場は、国民の投資活動や企業の直接の資金調達を支える重要なインフラであると位置付けています。中でも取引の約定から資金・証券の受渡しまでを担う決済制度について、リスクやコストの低減、並びに利便性の向上を図ることは、我が国の証券市場の活性化を通じて日本企業の国際競争力の強化に資すると考えています。

そうした観点から、安全かつ低廉で効率的な証券決済インフラの整備に協力をしてきました。一昨年実現した電子CPは着実な伸びを見せており、来年1月には社債の電子化も始まるなど、着々と証券のペーパーレス化が実施されています。

そして昨年6月にはペーパーレス化の総仕上げといわれる株券の電子化に関する法律が成立して、5年以内に全上場会社の株券が一斉に電子化されるということになりました。この間、日本経団連は主として発行会社の立場に立って発言するとともに種々活動してきました。発行会社から見ると、株券の電子化によって、株券の発行や管理に係るコストが削減されるとともに、低コストの迅速な組織再編が可能になるということが期待されています。

また情報ネットワークを通じて、株主情報の適時適切な把握が可能となり、IR活動をはじめとして株主重視の経営を従来以上に推進しやすくなると考えています。

昨年の8月から金融庁主催の政省令会合において、官民の関係者が一堂に会して株券の電子化に関わる政省令や、その前提となる新しい株式実務の在り方に関する議論が進められています。経団連では、証券市場の利用者である株主と発行会社にメリットのある仕組みになることが最も重要であるという見地から、株券の電子化が円滑に進むよう関係者と協力して取り組んでいます。電子化は、低いコストと高い利便性とを同時に実現できる有

益な手段です。新しい株式実務においては、こうした電子化のメリットを最大限に生かしていかなければならないと考えています。

そこで政省令会合では、手書きで印影付の書面である株主票については、証券会社の負担になっていることから廃止を前提に議論が進められています。また、株主情報に関するデータについても、証券会社や名義書換代理人ごとにデータ形式などがバラバラとなっていますが、電子処理の効率性を高めるために標準化を推進する方針が決定されています。

こうした取組みに伴う業務の効率化や負担の軽減の効果を、コスト削減と利便性増大の同時達成につなげていくということが重要であると存じています。

また、株券電子化の法律では、株主情報を適時適切に把握する仕組みとして、任意の総株主通知請求と、振替口座簿の情報提供請求の制度が用意されており、発行会社としてはその活用に大きな期待を寄せているところです。

株式会社である以上、経営者が株主に対して適切な説明責任を果たすとともに、株主と双方向のコミュニケーションを推進するということが極めて重要です。日本経団連が会員企業の行動指針をまとめた「企業行動憲章実行の手引き」においても、「情報開示を含めたインベスターリレーションズを通じて、株主・投資家の企業経営・企業活動に対する理解増進に努める」という方針を打ち出しているところです。そのためには、株主動向やニーズを的確に把握しなければなりません。

しかしながら、現在の仕組みでは実質株主の把握は年に2回しかできず、株主重視の経営が叫ばれる中、そのベースとなる株主の状況はほとんど分からないというのが実状です。経団連が一昨年に実施したアンケートにおいても、こうした現行制度への不満が寄せられているところです。

適切な株主対応の観点から、新たに導入される任意の総株主通知請求と振替口座簿の情報提供請求の制度については、低コストで使い勝手のよいものとする必要があります。特に政省令会合においては、情報提供請求が不適當な場合を列挙するガイドラインを作成するという事で合意されており、今後、適切なガイドラインが策定されることを期待しています。

さらに、政省令会合では、名寄せを誰が行うかということについても、株券の電子化の趣旨を活かすということから、新しい仕組みを構築する方向で検討することになりました。現在、名寄せは企業ごとに名義書換代理人が行っています。しかし、株券が電子化されると、名寄せのルールをしっかりと定めておけば、大量一括処理をした方が効率的と

ということです。また株式実務に係る手数料も、より透明なものとなります。そこで「すべての上場株式に係る名寄せを集中的に行うデータセンターを設けて、そこで最新の株主情報を集中管理する」方式をベースに、効率的で利便性の高い仕組みを検討するということになっています。

新しい仕組みの場合、名義書換代理人に株主情報が通知される頻度が原則年2回となっていることから、株主宛ての郵便や、株主からの各種問い合わせへの対応に支障が出るということが心配されています。また、機械的な名寄せによる名寄せの精度劣化を懸念する声も強くあります。

そこで発行会社としては、住所変更情報を年2回に限らず、名義書換代理人に通知すること、名寄せの精度をできるだけ高いものとする、さらには情報提供請求権に関して名義書換代理人が迅速かつ簡便にデータセンターに株主情報を照会できる仕組みや、全口座管理機関が迅速に翌朝までに回答できる仕組みを構築するということを求めています。こういった意見に配慮しつつ具体的な検討が行われると理解しています。

また、コストについても、新しい制度を構築するために要する新しいコストは、まずは当該関係者の努力によって吸収すべきであって、発行会社への請求は最終手段であると考えています。

新しい株式実務に関しては、この他外国人取得制限銘柄に関する名義書換拒否の仕組み、総株主通知の通知事項、個別株主通知の有効期間など、今後詰めなければならない論点も多々残っています。経団連としても引き続き各界の皆様と力を合わせて取り組んでいきたいと思っています。

以上、株券電子化の実務設計の検討の中で論点となった事項を中心に、発行会社の考え方を述べてきましたが、新しい振替制度の株式実務においては、証券会社の皆様の果たす役割は非常に大きいと考えています。

例えば、株主の氏名・住所情報は、原則として、証券会社において入力されている内容が株主名簿への記載をはじめ、株式実務全体に利用されるということになります。株主間の問い合わせについても、証券会社やデータセンターでないと分からない部分が大層を占めるということになります。したがって、透明なルールの基に証券界の皆様方が責任を持って対応していただくということが新しい仕組みの大前提となります。ぜひ、皆様方の積極的かつ前向きな取り組みをお願いしたいと存じています。

株券電子化のシステム構築は、これからが正念場を迎えるわけですが、証券市場

の利用者である株主と発行会社のメリットとなる仕組みが構築されるということを期待して、私の御挨拶とさせていただきます。

御清聴、どうもありがとうございました。